

参自発 0329 第 1 号
社援地発 0329 第 7 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市
中核市
自殺対策主管部（局）長
民生主管部（局）長
殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6 において、市

町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5 においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

一方、自殺対策については、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が実施されなければならないことや、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない旨が基本理念として明示されたほか、都道府県及び市町村に対し、自殺対策についての計画を策定することが義務づけられました。

また、平成 29 年には、自殺対策基本法の改正趣旨や自殺の実態を踏まえて「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月閣議決定）が策定され、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させ、対人支援、地域連携、社会制度のそれぞれのレベルにおいて強力かつ総合的に推進することとし、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人を、地域において早期に発見し、確実に支援するため、地域共生社会の実現に向けた取組等と連携を図ることとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響等から、自殺者数が増加していることも踏まえ、自殺リスクを抱える方に対して、対面、電話、SNS を活用した相談支援体制を拡充した対応が必要となっています。

したがって、自殺対策施策と重層的支援体制整備事業とが、対象者本人やその世帯の状況や意向と各々の支援者の専門性に応じて、しっかりと連携し支援を進めることが重要となります。

以上を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び支援関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会と自殺対策の関係性について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

自殺対策は、自殺の背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施しなければならないものであり、「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因となる過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因となる、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるため、対人援助のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベルのそれぞれにおいて強力かつ総合的に推進するものである。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものである。

このように、複雑化・複合化した課題を抱える個人について、社会全体で、本人の生を支えることなど、その理念や支援の方向性を共にするものであることから、それぞれの対策については、両制度が有機的に連携して取り組まれる必要がある。

2 重層的支援体制事業における各支援関係機関における基本認識

(1) 自殺の危険性が高い者に対する支援についての基本的な考え方

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。このように、個人の自

由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

そのため、様々な課題を抱える者からの相談に対応することとなる多機関協働事業者（※1）や包括的相談支援事業者（※2）においては、相談支援を実施する中で、自殺の危険性が高いと考えられる者を把握した場合、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等が運営するところの健康相談窓口や、必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要がある。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

（2）自殺の危険性が高いと考えられる者の把握

「眠れない」、「食欲がない」、「一日中気分が落ち込んでいる」、「何をしても楽しくない」といった一つ一つの症状は誰でも感じるようなことであっても、一日中絶え間なく感じられ、長期間続くようであれば、うつ病のサインである可能性があり、状態等が悪化すれば自殺の危険性が高まることも懸念される。多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においてはこうしたサインを逃さず、適切な対応につなげていくことが大切である。

そのため、多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者は、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて適切な専門機関につなぐことが可能となるよう、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用DVD」（以下URL）を積極的に活用すること

や、自治体が実施するゲートキーパー養成研修その他自殺対策に関わる人材養成研修への積極的な参加等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要である。

自殺対策主管部局においては、上記のゲートキーパー研修等の人材養成研修を開催する場合には、多機関協働事業者等の支援関係機関も受講の機会が得られるよう研修の案内について連絡するなど配慮願いたい。

(「ゲートキーパー養成研修用 DVD」 URL(YouTube))

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjI0JFB1e6i4eyYatP33rq0>

3 重層的支援体制整備事業と自殺対策主管部局等との連携

(1) 多機関協働事業等における連携について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする関係の支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

一方、自殺対策としては、各地方公共団体の自殺対策主管部局、保健所及び精神保健福祉センター等（以下「自殺対策主管部局等」という。）を中心として、電話相談、来所相談、心の健康等の健康要因と生活面の相談を併せて行う総合支援相談会の実施、相談員等自殺対策に係る人材の養成、普及啓発等の自殺対策事業が展開されている。

自殺を防止するためには、精神保健福祉的な視点だけではなく、社会・経済的な視点、家族の状況や、人間関係の問題なども含む包括的な取組が重要である。自殺対策主管部局等において、複雑化・複合化した事例（※）を把握した場合には、多機関協働事業者など重層的支援体制整備事業へつないだ上で、連携した対応にあたられたい。

また、自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげるに当たっては、多機関協働事業者を中核とする重層的支援体制整備事業が有するネットワークと自殺対策主管部局等有する支援関係機関とのネットワークを相互に活用することが効果的である。このため、両機関が日頃から情報共有を行い、それぞれのネットワークに相互に参画することなどに努めるようお願いしたい。

- (※) 自殺の危険性が高い者に対して支援を行うに当たり、
- ・ 8050 問題やごみ屋敷など、世帯として地域から孤立している
 - ・ 失業、多重債務、健康問題、人間関係の問題など本人や世帯として問題を抱えている
- などの状態にあり、支援関係機関間の役割分担が必要な場合や、適切な支援関係機関か判断できない場合などが想定される。

(2) 重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上、決定していくこととなる。

自殺対策関係部局等においても、同部局等において相談を受けた場合のうち、複雑化・複合化した課題を抱える者で多機関協働事業者につないだ場合や、多機関協働事業者から自殺の危険性が高い者の支援の検討にあたって重層的支援会議・支援会議の構成員の依頼があった場合は、積極的なご参加をお願いしたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、自殺対策の庁内連携会議等が設置されている場合であって、当会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、重層的支援会議・支援会議については、市町村において設置するものであるが、都道府県の自殺対策所管部局や相談窓口との連携体制を構築し

ようとする場合には、市町村の自殺対策所管部局が適宜連絡調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

(3) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態のある者など支援の届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

自殺対策所管部局及び自殺予防に関する相談窓口において、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等（※1）を把握し、早期につながる必要があると考えた場合には、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、特にアウトリーチ等を通じた支援が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※2）につなぐなど、適切に連携していただきたい。4の記載内容を踏まえ、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、自殺対策所管部局または自殺予防に関する相談窓口につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※1）例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 自殺のリスクは低いと考えられるが、失業、多重債務、健康問題、人間関係の問題など、本人や世帯として問題を抱えているものの、支援関係機関等につながない状態
- ・ 自殺リスクのある本人に対する支援は行っているが、その家族においても別の問題を抱えており支援が必要な状態

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

4 社会参加に向けた支援（参加支援）について

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念を踏まえると、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の

構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

自殺対策においては、自己肯定感や信頼できる人間関係等の構築など「生きることの促進要因」を増加させることも重要であることから、自殺担当主管部局で支援している者について、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合であって、上記の参加支援事業の活用が有用と考えられる場合には、本人の意向も踏まえつつ、参加支援事業の活用も図られたい。

5 地域づくりに向けた支援について

ア 地域づくりに向けた支援の考え方

個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは自己肯定感や自己有用感を育むことにつながっていく。

また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけて支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも資するものである。

本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することの環境整備を進めていくものである。

イ 重層的支援体制整備事業における地域づくり支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

自殺対策においても、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりが必要となっている。

そのため、重層的支援体制整備事業者及び自殺対策主管担当課においては、それぞれ把握している地域資源について情報共有を図るとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築を図る際には、双方連携の上、多様かつ多くの活動等の開発やネットワークの構築を推進されたい。

（※）重層的支援体制整備事業においては、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 2 号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条第 2 項第 5 号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

6 具体的な連携のあり方

（1）多機関協働事業及び包括的相談支援事業と自殺予防に関する相談窓口との連携

多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者（以下「多機関協働事業者等」という。）と自殺予防に関する相談窓口等の連携については上記 2 のとおりであるが、具体的には以下の取組により連携を図られたい。

- ・ 自殺予防に関する相談窓口は、各地方公共団体の実情に応じ、例えば、「こころの健康相談窓口」といった名称で、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等において設置・運営されている

る。

自殺予防に関する相談窓口及び多機関協働事業者等が把握した自殺の危険性の高い者や複雑化・複合化した課題を抱える者を、適切に両者の支援につないでいくことが重要である。なお、小規模な自治体で自殺予防に関する相談窓口が設置されていない場合は、当該自治体の多機関協働事業者等と当該自治体が属する都道府県の設置する自殺予防に関する相談窓口とが連携を図るようお願いしたい。特に、精神保健に関する問題から自殺の危険性が高いと考えられる場合には、当該自治体の精神保健担当部局又は精神保健を担当する保健師と連携を図るようお願いしたい。

- 自殺予防に関する相談窓口への相談者のうち、複合的な課題を抱えた者（世帯全体でみてそのような状況にある事案を含む）について、本人の意向を踏まえつつ、当該窓口から多機関協働事業者等につなぐこと（多機関協働事業者等につないだ後の対応については以下の（ウ）を参照）。
- 多機関協働事業者等で把握した自殺の危険性の高い者については、自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行うこと。（例えば、うつ病等の精神疾患を抱えている可能性がある場合には、迅速に精神科医療機関にかかるように支援を行う等。）また、その際、多機関協働事業者等においては、以下の（ア）から（ウ）までの取組を行われたい。
 - （ア）早期の段階から自殺予防に関する相談窓口と連携し、アセスメントを共に実施するなどを行うことで、スクリーニングにおける判断を適切に行うこと。
 - （イ）スクリーニングにおいて重層的支援体制整備事業による継続的支援を必要としないと判断する場合は、本人の意向を踏まえつつ、多機関協働事業者等から自殺予防に関する相談窓口につなぐこと。
 - （ウ）スクリーニングにおいて重層的支援体制整備事業により継続的に支援していくべきと判断する場合は、必要に応じて自殺予防に関する相談窓口と連携して支援していくことを支援プランに盛り込み、重層的支援会議に自殺予防に関する相談窓口の担当者が参加する等、必要な連携を図ること。
- また、本人を精神科医療機関等につなぐ際に、本人がその必要性を理解しないために受診や専門機関での相談を拒否する場合がある。このような場合、「病気かもしれないから」と受診を勧めても本人には必要性は分からないが、「心の問題が体に関係することもあるので、専門家のカウンセリングを受けてみましょう」と本人が苦しんでいることに焦点をあてて受診を促すことで、受診への抵抗感を減じさせるなど、本人の状態にも配慮した対応に努めること。

- ・ なお、多機関協働事業者等と自殺予防に関する相談窓口がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両者において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、生活面や経済的な課題等については多機関協働事業者等が担い、本人への傾聴や精神面での支援は自殺予防に関する相談窓口が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと、また、支援プランの評価を行う際には当該窓口の相談員も出席し、適切に終結・再プラン・中断の判断を行うことをお願いしたい。

7 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

重層的支援体制整備事業と自殺対策施策において、連携した事業実施のためには、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めることが必要であるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。また、包括的な支援体制の構築に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にもご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、子ども子育て支援施策と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場で行うことが基本となる。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走支援
多機関協働による
支援を実施**

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

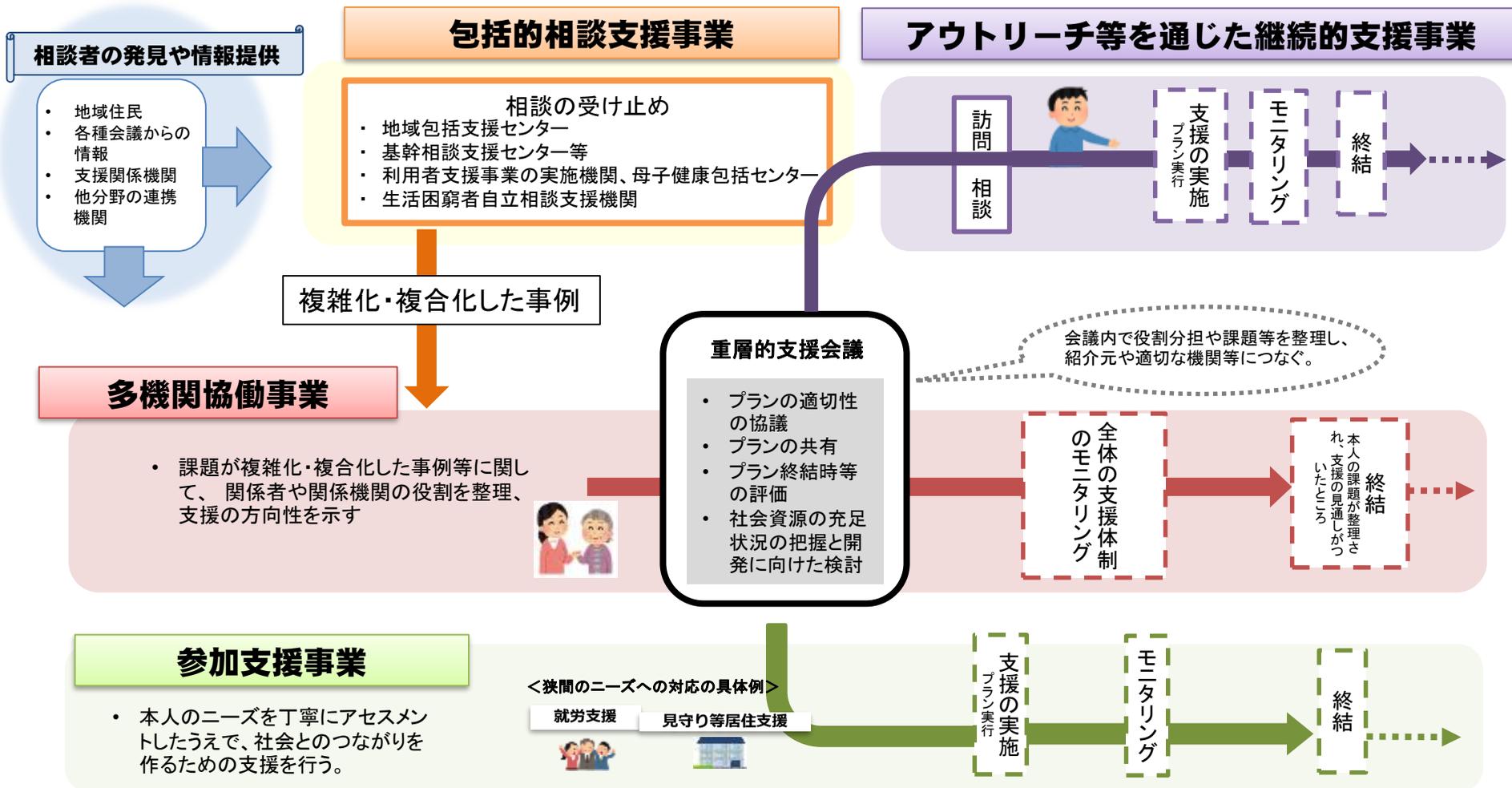
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市				
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市				
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市				
	広尾町		みなかみ町		関川村		亀山市		湯梨浜町		佐々町				
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	富山県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市				
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市				
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市		岡山市		菊池市				
	外ヶ浜町		草加市		輪島市		粟東市		総社市		宇城市				
	鱒ヶ沢町		越谷市	白山市	甲賀市	美作市	合志市								
	西目屋村		和光市	能美市	野洲市	西粟倉村	大津町								
	藤崎町		日高市	野々市市	高島市	広島市	菊陽町								
	大鱧町		ふじみ野市	越前市	東近江市	呉市	御船町								
	田舎館村		川島町	美浜町	竜王町	竹原市	益城町								
	板柳町		木更津市	甲州市	亀岡市	尾道市	中津市								
岩手県	盛岡市	千葉県	八千代市	山梨県	甲州市	京都府	京田辺市	広島県	大竹市	大分県	竹田市				
	岩泉町		君津市		長野市		精華町		東広島市		杵築市				
宮城県	仙台市	東京都	浦安市	長野県	下諏訪町	大阪府	堺市	山口県	下関市	宮崎県	九重町				
	涌谷町		墨田区		富士見町		茨木市		宇部市		延岡市				
	南三陸町		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市				
能代市	中野区		朝日村		寝屋川市		美祢市		三股町						
湯沢市	杉並区		飯綱町	高石市	徳島市	都農町									
鹿角市	豊島区		岐阜市	阪南市	小松島市	美郷町									
由利本荘市	江戸川区		大垣市	熊取町	宇多津町	高千穂町									
井川町	立川市		関市	太子町	伊予市	鹿屋市									
大潟村	三鷹市		恵那市	姫路市	四国中央市	中種子町									
山形県	山形市		青梅市	美濃加茂市	兵庫県	明石市	愛媛県	愛南町	鹿児島県	宇検村	鹿児島県	宇検村			
	天童市	府中市	神戸町	芦屋市		高知市		瀬戸内町							
福島県	福島市	調布市	静岡市	兵庫県		伊丹市		高知県		四万十市		高知県	和泊町	高知県	和泊町
	須賀川市	小金井市	浜松市			宝塚市				奈半利町			読谷村		
	川俣町	小平市	熱海市		川西市	本山町									
	楡葉町	国分寺市	伊豆市		加東市	いの町									
茨城県	古河市	国立市	函南町	奈良県	たつの市	福岡県	中土佐町	福岡県	黒潮町	福岡県	黒潮町				
	東海村	狛江市	小山町		桜井市		福岡市		福岡市						
栃木県	栃木市	多摩市	名古屋市		奈良県		三郷町		福岡県		福岡市	福岡県	大牟田市	福岡県	大牟田市
	小山市	西東京市	豊橋市				田原本町				八女市		八女市		
	那須塩原市	横浜市	半田市	高取町		小都市	小都市								
	さくら市	平塚市	豊川市	王寺町		古賀市	古賀市								
	那須烏山市	鎌倉市	稲沢市	吉野町	うきは市	うきは市									
	市貝町	藤沢市	知多市	大淀町	糸島市	糸島市									
	壬生町	小田原市	みよし市	川上村	岡垣町	岡垣町									
	野木町	茅ヶ崎市	阿久比町	橋本市	大刀洗町	大刀洗町									
	高根沢町	秦野市	東浦町	有田市	大木町	大木町									
	那珂川町		武豊町		菊田町	菊田町									

重層的支援体制整備事業 連携通知対象施策一覧（令和3年3月29日時点）

- ・ 高齢者向け施策（介護保険制度等）
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 自殺対策
- ・ 地域福祉施策
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ ひきこもり支援
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等

- ・ 子供・若者育成支援施策
- ・ 教育施策
- ・ 水道事業

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割 ⇒ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援

